

【運賃及び料金】

[R7. 11. 1 より実施適用]

			下 限 額
運賃	キロ制運賃 (1Kmあたり)	大 型 車	170円
		中 型 車	140円
		小 型 車	120円
		コムーター車	110円
	時間制運賃 (1時間あたり)	大 型 車	8,040円
		中 型 車	6,790円
		小 型 車	5,950円
		コムーター車	5,300円
料 金	交替運転者配置料金	キ ロ 制 料 金 (1Kmあたり)	30円
		時 間 制 料 金 (1時間あたり)	2,480円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金)の2割増以内
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

※ 車種区分 [大型車、中型車、小型車、コムーター車の4区分]

大型車……車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車……大型車、小型車、コムーター車以外のもの

小型車……車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

コムーター車……車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

※ 運賃は、時間・キロ併用制運賃とし、車種別に計算した金額の下限額を下回らない額を限度とし、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算する。

(1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

(2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は一時間に切り上げる。

(3) 走行時間には出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として1時間ずつ合計2時間を加算。

尚、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。

※ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。

※ 学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学または通園する者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。

(注) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い割引を適用し、重複して運賃の割引をしない。